**事業評価方法の変更について**

**１　課　題**

これまでの評価方法については、本委員会において次のとおり課題が挙げられていました。

**●評価が煩雑であること。**

　　　→選定時の評価項目単位で評価を実施していたため。

**●評価内容が重複していること。**

　　　→同上の理由によります。

**●選定時の提案内容に対する相対評価であり、適当な評価ができていない。**

　　　　→相対評価の場合、選定時の提案水準が高ければ高いほど、高評価を得られにくくなっています。

**２　対応策**

　　上記課題等を踏まえ、町では平成28年11月に「芽室町の公の施設に係る指定管理者制度運用基本方針」を定めました。今回の評価方法の変更は、その方針に基づき、評価の簡素化及び適正化を図るものです。

**●評価シートの変更**

　　　→別紙のとおりとし、評価項目を整理します。また、委員の意見をより反映させるため、各委員が点数を付すことができるようにします。

**●絶対評価とする。**

　　　→提案内容を基準とした評価ではなく、実施した事業が評価すべきであるか否かを基準として評価点を付します。